

お詫びと訂正

2010/06/23

●「やさしい職場の人事労務と安全衛生の基本」(21年12月15日発行)

表記に誤りがありましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

皆様にご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げますとともに、ご訂正方よろしくお願い申し上げます。

箇所	誤 (下線部分)	正 (下線部分)
107頁 2 安全管理者	前表の業種……講じさせなければなりません(安衛法11)。 安全管理者には、 <u>大学または高等専門学校理系卒で3年以上産業安全の実務に従事した者、高校理系卒で5年以上産業安全の実務に従事した者、10年以上産業安全の実務に従事した者などの一定の資格</u> が必要です。	前表の業種……講じさせなければなりません(安衛法11)。 安全管理者には、次のいずれかに該当する者などの一定の資格が必要です。 1. <u>厚生労働大臣の定める研修(安全管理者選任時研修)を修了した者で次の者</u> (1) <u>大学の理科系卒で2年以上、高校理系卒で4年以上の産業安全の実務に従事した者</u> (2) <u>その他厚生労働大臣が定める者(理科系以外の大学卒で4年以上、高校卒で6年以上または7年以上の産業安全の実務に従事した者)</u> 2. 労働安全コンサルタント